

食育とは？

- 食育基本法（平成17年7月施行）
 - 生きる上の基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
 - さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること



「食」の持つ多様性・多面的

例：健康、教育、産業、環境、地域性、
食文化、関係性…

食育推進の3つの柱

学校教育

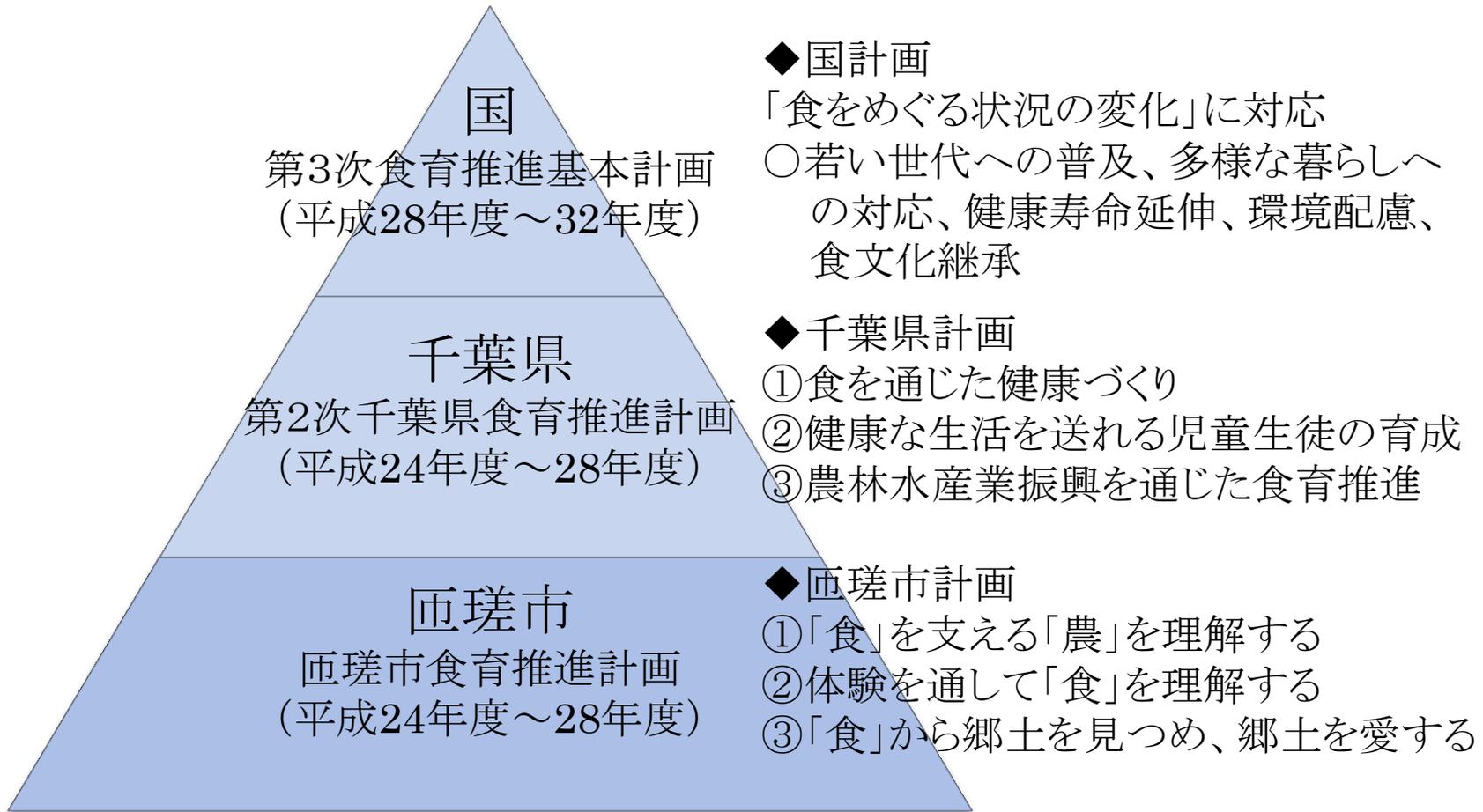
農林水産業

健康管理

・各分野の連携
⇒一体的食育推進
⇒「横の繋がり」を
いかに作り、回して
いくかが課題

【参考】国県の所管
内閣府⇒農林水産省
県安全農業推進課

食育に関する計画 (国・千葉県・匝瑳市)

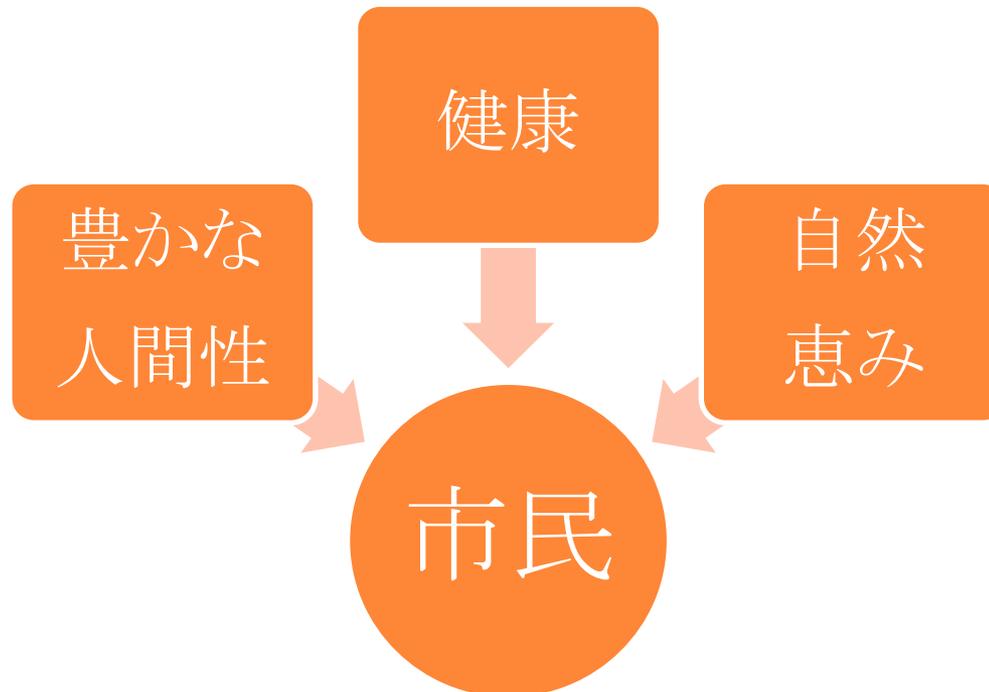


市食育推進計画の概要

- 平成24年3月策定
 - 計画年度：平成24年度～28年度
- 市総合計画との関連
 - 各分野の施策として明確に位置付け
 - 健康・福祉・医療
 - 産業
 - 教育・交流
 - 直接の位置づけは無いが関連する項目
 - 環境
 - 地域文化

市食育基本計画 基本理念

- 市民一人ひとりが、心豊かに幸せな暮らしを営むため、自然を感じ、共に生き、自然の恵みに感謝することを通し、「食」に根差した、健康でゆるぎない暮らしができる心身を育む



市食育基本計画 基本目標

1

「食」を支える「農」を理解する

2

体験を通して「食」を理解する

3

「食」から郷土を見つめ郷土を愛する

市食育基本計画 基本施策



1. 地産地消の推進

- ・市内農産物の給食施設での利用促進
- ・生産者と消費者との交流と農業体験や漁業体験の促進



2. 家庭・地域における食育の推進

- ・ライフステージに応じた食育の取組み
- ・望ましい食生活と知識の普及



3. 学校等における食育の推進

- ・学校給食を通じた食育の充実
- ・農業体験・漁業体験の促進



4. 食文化や郷土料理の伝承

- ・地元農水産物を活かした料理や郷土料理の普及と実習
- ・「身土不二(しんどふじ)」匝瑳市型食生活の実践



5. 「食」と健康に関する知識の普及

- ・正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進
- ・健康管理のための「食」の推進

市食育基本計画 数値目標

- 共通の目標を掲げ、達成に向かって協力して取り組むとともに、その成果を客観的に把握する。
 - 項目は、各基本施策に対応している
 - 進捗状況は、各課の取組み状況及び市民意識調査により把握する
- (詳細:別紙「数値目標の達成状況について」)